

秋田県告示第154号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深等を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
二級河川三種川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間
次の図のとおり
(次の図は、省略し、その図面を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県山本地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。)